

宮城県公報

行 政 官 公 報
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

○宮城県規則第八十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表経済商工観光部の項中「企業復興支援室」を削る。

第十一条人事課の分掌事務の項第二号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

第十二条地域振興課の分掌事務の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

第十三条廃棄物対策課の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十四条子ども・家庭支援課の分掌事務の項第六号中「さわらび学園、さくらハイツ、母子・父子福祉センター」を「母子・父子福祉センター、さわらび学園、さくらハイツ」に改める。

第十五条中企業復興支援室の分掌事務の項を削り、同条中小企業支援室の分掌事務の項に次の一号を加える。

九 被災企業の復興支援に関すること。

第十六条農村整備課の分掌事務の項第十二号中「地域振興課の所管に属するものを除く。」を削る。

第十七条水産業基盤整備課の分掌事務の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、

第六号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、同条漁港整備推進室の分掌事務の項第二号中「海岸保全事業」を「海岸の整備」に改め、同条を同項第六号とし、同項第一号を同項第五号とし、同項第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一 漁港の指定、管理及び保全に関すること。

二 漁港区域(隣接する海岸保全区域を含む。)の海岸の管理及び保全に関すること。

三 漁港区域(港湾区域と重複する区域を除く。)の公有水面埋立てに関すること。

四 漁港の調査統計に関すること。

第十八条河川課の分掌事務の項第二号中「水産業基盤整備課」を「漁港整備推進室」に改め、同条都市計画課の分掌事務の項第一号中「都市計画事業」の下に「(都市環境課の所管に属するものを除く。)」を加え、同条都市環境課の分掌事務の項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 都市計画事業(公園(自然公園及び松島公園に係るものを除く。)、緑地及び下水道に係るものに限る。)の総括に関すること。

第十八条建築宅地課の分掌事務の項第七号中「宅地造成等」を「盛土等」に改める。

第二十一条の四第一項の表経済商工観光部の項中「企業復興支援室」を削る。

第二十二条第四項の表企画員の項中「各部」を「各部局」に改める。

第二十七条第二項の表場長の項中「及び内水面水産試験場」を削る。

第三十五条第五項中「保健環境センター」の下に「研究管理監」を加える。

第四十一条第九項中「第七号まで」の下に「第二十五号から第二十八号まで」を加える。

第五十条を次のように改める。

(母子・父子福祉センター)

第五十条 母子・父子福祉センター条例(平成十七年宮城県条例第二百二十号)第二条の規定により設置された母子・父子福祉センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
宮城県母子・父子福祉センター	仙台市

2 母子・父子福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

一 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に関する各種の相談に関すること。

二 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する生活指導及び生業の指導に関すること。

三 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の就業に必要な技能の講習、研修等に関すること。

第九十条第三項の表宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場の項を削り、同条第五項中内水面水産試験場の分掌事務の項を削る。

第九十二条第一項中「の内水面水産試験場」を削り、同条第二項の表宮城県魚病指導総合センターの項中「黒川郡大和町」を「石巻市」に改め、同条第四項中「内水面水産試験場の場長及び場員」を「所長及び所員」に改める。

第九十五条第六項第三十二号中「宅地造成等」を「盛土等」に改め、同条第七項総務部の分掌事務の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 盛土等の規制に関すること（河川部及び建築部の所管に属するものを除く。）。

第九十五条第七項河川部の分掌事務の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 盛土等の規制に関すること（技術的審査等に関するもの（建築物に関するものを除く。）に限る。）。

第九十五条第七項建築部の分掌事務の項第五号中「宅地造成等」を「盛土等」に改め、「こと」の下に「（技術的審査等に関するもの（建築物に関するものに限る。）に限る。）」を加え、同条第八項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 盛土等の規制に関すること。

別表第二宮城県医療審議会の項中「第七十一条の二第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同表宮城県がん登録情報利用等審議会の項の次に次のように加える。

宮城県循環器病対策推進協議会	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十一年法律第百五号）第二十一条第一項の規定による循環器病対策推進計画に係る意見の聴取に関することその他循環器病対策の推進に関する重要事項の審議に関すること。	同
----------------	---	---

別表第三長沼ボート場の項中「宮城県ボート協会」を「一般社団法人宮城県ボート協会」に改め、同表母子・父子福祉センターの項を削り、同表小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地に限る。）の項中「水産業基盤整備課」を「漁港整備推進室」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条廃棄物対策課の分掌事務の項第三号の改正規定は、土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例（令和七年宮城県条例第二十号）の施行の日から施行する。